

介護等体験

1 介護等体験とは

介護等体験特例法により、小学校・中学校教諭の普通免許状取得を希望する学生に義務づけられました。個人の尊厳と社会連帯の理念に関する認識を深めることの観点から、社会福祉施設や特別支援学校（盲・ろう・養護学校）において、障がい者、高齢者等に対する介護、介助、これらの方との交流等を体験することを目的としています。

2 介護等体験の概要

■ 対象者


小学校・中学校免許状取得希望者。

■ 体験日数

原則、7日間（特別支援学校2日間、社会福祉施設5日間）

■ 体験先・体験時期・費用

所 属	体験先	体験時期	体験費	その他諸費用
人間科学部・スポーツ科学部生	埼玉県内	5月中旬～ 11月の間	¥8,500	●麻疹の抗体検査費 ●細菌検査費 ●交通費、昼食費など
その他の学生	東京都内		¥10,950	

 原則として、納入された「体験費」「検査費」などは返還できません。また、健康診断、X線検査等其他費用がかかる場合があります。上記金額は2020年度の金額であり、今後変更される可能性があります。

■ 体験内容

体験先	体験内容
社会福祉施設	高齢者、障害者の方等への介護、介助、話相手、散歩の付添い、レクリエーションへの参加、施設職員の業務補助。
特別支援学校	小学部・中学部・高等部の通常授業の補助業務や年間行事の手伝い。（遠足の付き添い、プール教室への参加、文化祭の準備など。）

3 早稲田大学で介護等体験をおこなうには

以下の科目を履修する必要があります。

■ 科目名

介護体験実習講義（配当年次：3）

■ 履修の前提条件 (2018 年度以前入学者・旧課程)

- ① 履修前年度の「介護等体験事前登録」を期限内に完了していること。
- ② 体験実施前年度の「介護等体験費納入手続き」を期限内に完了していること
- ③ 履修前年度までに「教職概論」(同等科目可)の単位を修得済みであること。また、「教育心理学」の単位を修得済みであることが望ましい。

■ 履修の前提条件 (2019 年度以降入学者・新課程)

- ① 履修前年度の「介護等体験事前登録」を期限内に完了していること。
- ② 体験実施前年度の「介護等体験費納入手続き」を期限内に完了していること
- ③ 履修前年度までに次の科目の単位を修得済みであること。(いずれも同等科目可。)
 - 教職概論(中・高)
 - 特別支援教育(中・高)
 また、「教育心理学」の単位を修得済みであることが望ましい。

4 介護等体験に参加することへの責任と心構え

「介護等体験」の場合は、特別支援学校ならびに社会福祉施設の深い理解によって確保されていますが、そこはさまざまな福祉サービスを利用しながら暮らす人々の「生活の場」そのものであることを忘れてはなりません。体験に臨む学生は以下の事項を強く意識して行動をしてください。

【体験前】

- 特別支援学校・社会福祉施設に関する基本的知識を修得すること
- 体験先・大学より指示のある手続きを遺漏なく行うこと

【体験中】

- 教員を目指す者として学生気分や受け身ではなく、高い意識を持ち体験に臨むこと
- 受け入れていただく立場を認識し、自己中心的な行動や自己都合による体験の辞退、欠席、体験日程の変更を絶対にしないこと

【体験後】

- 体験先で知り得た情報等については、守秘義務を厳守すること

なお、学生の取組み姿勢や内容に著しい問題があると判断した場合は、体験の中止や教職課程履修の中止等の措置をとる場合があります。

5 スケジュール

! 手続きの詳細は掲示・MyWaseda で周知されますので見落とさないでください。手続き漏れがあった場合、介護等体験を行うことができなくなる可能性があります。なお、他大学(他学籍)で前提条件にあたる科目を習得した場合は、MyWaseda のお知らせが届かない場合がありますので随時掲示をご確認いただき、事前に教職支援センターまでご相談ください。

2年次（体験前年度）

4月	健康診断	●「麻疹の抗体検査」を学内で受けるために必ず受診してください。
11月下旬～12月上旬	介護等体験事前登録	● Course N@vi から事前登録（申込）をしてください。 ● 事前登録に配慮希望の有無を尋ねる設問があります。体験に際して、何らかの配慮を希望する場合、こちらでお知らせください。 なお、必ずしも全てのご希望に沿えるとは限りません。
12月	麻疹の抗体検査	●「学生定期健康診断」を受診していない方は保健センターによる検査を受けることができませんので、外部医療機関（内科）で検査を受けてください。
1月	体験費納入	●体験費の支払い方法は各教職支援センターの案内に従ってください。
	検査結果の受取と提出	●「麻疹の抗体検査」結果書を保健センターにて受け取ってください。 ●「検査結果書」を所定の場所（別途周知）に提出してください。
3月	科目登録	●「介護体験実習講義」を科目登録をしてください。

3年次（体験実施年度）

4月	ガイダンスと授業	●「介護等体験事前ガイダンス」と、4回の授業（事前指導）を行います。
	<p>⚠ ● ガイダンス・授業は、原則として、参加必須です。 遅刻、欠席などは成績評価に影響しますので注意してください。 ● 体験終了後、秋学期にも4回の授業（事後指導）を行います。</p>	
	体験不可週アンケート	● Course N@vi からやむをえない理由（ゼミ合宿・実験・教育実習・クォーター科目の履修期間・夏季集中講義など）で介護等体験を行うことができない週を申請してください。
東京都：6月下旬 埼玉県：4月下旬	健康診断	●保健センターによる健康診断を受診しなかった場合は、外部医療機関で受診してください。
	体験先・日程決定	●所属学部事務所にて体験先・日程の記載された書類を配付します。 ●配付後、体験に必要な書類提出がありますので、必ず所定の場所（後日周知）へ提出してください。
<p>⚠ 体験先決定後、当該期間のクォーター科目・夏季集中講義の履修登録は避けてください。</p>		
5月以降	体験実施	

- ⚠ 体験時には特に以下の点に注意してください。
- 服装（特別支援学校：スーツ、社会福祉施設：指定の服装）、持ち物、提出物
 - 体験当日に体調不良、交通遅延などのやむをえない事情で遅刻・欠席が生じる場合は、必ず体験開始前に体験先へ連絡したのち、教育・総合科学学術院事務所または所沢総合事務センターへ報告してください。
 - 事故・トラブル等が生じた場合、体験先の指示に従い、必要に応じて、教育・総合科学学術院事務所または所沢総合事務センターまで連絡してください。

体験終了後

証明書の受領

- 体験終了後に「介護等体験証明書」が各体験先より発行されます。

- ⚠ 「介護等体験証明書」は原則として、再発行ができません。教員免許状申請時に必要となりますので絶対に紛失しないようにしてください。

12月～1月

授業

- 4回の授業（事後指導）を行います。

3月

成績発表

I 免許状とは
II 取得要件
III 履修方法
科目一覧・
IV 科目登録
成績
V 介護等体験

6 介護等体験よくある質問

Q：介護等体験中の授業の欠席はどう扱われますか？

A：「講義欠席特別扱願」（介護等体験ノートに添付）で授業欠席の配慮を願いでることが出来ます。最終的な判断は各科目担当教員によりますが、介護等体験日程が決まり次第、事前に欠席予定の授業担当教員へ相談の上、体験終了後に「講義欠席特別扱願」を提出してください。

Q：介護等体験が免除になる場合はありますか？

A：以下のいずれかに該当する場合は、介護等体験を実施する必要はありません。

- 1) 保健師、助産師、看護師、准看護師、盲・ろう・養護学校教員、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士の免許・資格を既に取得している場合。（ただし、取得見込みの場合は、介護等体験を実施する必要があります。）
- 2) 身体障害者手帳に障害の程度が1級から6級であるとして記載されている場合。
- 3) 所定（介護等体験受入れ施設とされている施設のみ）の社会福祉施設にて、実習先施設の長から7日間以上の「介護等体験証明書」の発行をすでに受け、保持している場合。
- 4) 所定の社会福祉施設に勤務し、勤務先施設の長から7日間以上の「介護等体験証明書」の発行をすでに受け、保持している場合。

- ⚠ 「ボランティア」「民間ヘルパー資格」「特別支援学校実習」「社会福祉援助技術現場実習」「社会福祉現場実習」は免除対象にはなりません。

VI 教育実習
VII 免許状申請
VIII 教員就職
IX その他

7 先輩からのメッセージ

介護等体験を終えて

体験先：東京都立特別支援学校

文学部：山本 昌史

私は事情により、社会人5年目という時期に、現役の大学生と交じて介護等体験を行うことになった。

一人だけ年齢、年代が違うことへの不安も大きかった。既に社会福祉施設、特別支援学校共に一度体験を行っていることもあり、もう一度体験を行うことへの違和感もあった。

しかし、事前学習を受講するなかで、次第にそうした印象が消えていった。

「社会福祉」「特別支援」、そうした言葉は、何らかの事情がない限り学生時代には近い存在とは言い難いものであった。介護等体験で初めて学ぶ、改まって向き合う、そうした側面が大きかったように思う。

しかし、社会人となり、結婚して家庭を築き子供を設けてもおかしくない年代になった時、それらの言葉の意味は学生時代に考えたものとは大きく異なってくる。いつ、親の介護が必要になるかわからない。生まれてくる子供が、障害を持った子供かもしれない。

社会人となって、自己に責任を持つ年代になって初めて「介護等体験」の人生における重要性、意味が理解できたように思う。

幸運にも、会社の休暇の都合が付き、私は二日間、特別支援学校で体験を行うことができた。

大学生の時の体験は校外学習の引率、付き添いであった為、本格的に特別支援学校の授業に参加するのは初めてであり、新鮮な経験であった。

学生時代、介護等体験で重要であると感じたのは、「自分に何が求められていて、何をすればよいのか」の認識であった。それは今回の体験でも変わることはなかった。各個人にあわせて自分の行動を考えていくこと、それを、相手の立場を理解しながら行っていくことは、とても難しい体験であったが、社会生活で必要となる視点を改めて気づかせて

くれる、大きな学びの経験でもあった。

介護等体験で行うことは、日頃の生活で行っているコミュニケーションよりも少し難しいかもしれないが、ごく当たり前の「相手の立場を知ること、考えること、その中で自分の行動を考えていくこと」の延長である。それを実践する場は、教員だけではない。職種に限らず、また、家庭生活の中でも当たり前求められるスキルである。それを再認識できたことでも、この体験には大きな意味があったと感じている。

介護等体験を履修しても、教員の道を選択しない学生も多いと思う。「介護等体験の意味」が理解できないこと、疑問に感じることもあると思うが、改めて、介護等体験には大きな学びがあり、その経験はどのような進路でも生きてくと伝えたい。

社会人となってからも、このような場を頂けたことに心から感謝したい。